

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
6K6Z23C02090	6L7X2A20008 0001		GS-CG-Z-260002				
品名 または 件名							
装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る技術支援役務 (その3)							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸 幕							
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				令和10年3月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年6月23日 (火) 10時00分 中央会計隊入札室 (E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和8年6月5日 (金) 17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」
- 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

コ その他の項目については別紙による。

サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤 (TEL: 03-3268-3111内線47555)
(FAX: 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 鈴木 (TEL: 03-3268-3111内線40901)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る 技術支援役務	GS-CG-Z-260002	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和 8年 5月 28日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部通信電子課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品等における情報技術の堅牢性を確保するための業務に関する技術的な支援役務（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1

RMF

米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF：Risk Management Framework）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 規格

- JIS X 0001～0032 情報処理用語
- ISO 9001 (品質)
- ISO/IEC 27001 (情報セキュリティ)
- NIST SP800-37 情報システム及び組織のためのリスク管理枠組み
- NIST SP800-53 組織と情報システムのためのセキュリティおよびプライバシー管理策
- NIST SP800-82 産業用制御システム (ICS) セキュリティガイド
- CNSSI NO. 1253 米国安全保障システムのためのセキュリティ分類と管理策の選択
- DoDI 8510.01 米国防省システムのリスク管理枠組み

b) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共

通仕様書

GS-CG-Z-240001 装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応に係る技術支援
役務

c) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31.1.9）〕

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（令和5年7月3日）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）〔防整サ第26438号（令和6年11月20日）〕

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

調達要領指定書によって指定する。

b) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19.7.31）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19.9.20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）〕

陸上自衛隊行政文書管理に関する達〔陸上自衛隊達第32-24号（4.3.30）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）〔陸幕指通第199号（7.5.15）〕

防装庁（事）第137号装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

c) その他

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック〔2025年（令和7年）5月27日デジタル庁〕

NIST SP800-30 リスクアセスメントの実施の手引き

NIST SP800-39 情報セキュリティリスクの管理

NIST SP800-53A 連邦情報システム及び組織におけるセキュリティとプライバシー管理の評価

NIST SP800-53B 組織と情報システムのための管理策ベースライン

NIST SP800-60 情報および情報システムのタイプとセキュリティ分類のマッ

ピングガイド

F I P S 1 9 9	連邦政府の情報および情報システムに対するセキュリティ分類規格
F I P S 2 0 0	連邦政府の情報および情報システムに対する最低限のセキュリティ要求事項

2 本役務に対する要求

2.1 背景及び目的

令和4年に改正された防衛省の情報保証に関する訓令に基づき、令和5年、情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等についてリスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）が制定された。これにより、令和5年度から、情報システムのライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施し、情報システムの情報セキュリティを確保し、システムを運用するものとされた。このため、各種情報システムの構築及び運用において、増加・複雑化する情報保証業務を円滑に実施する上で、高度な技術的知見の必要性が高まっている。

この役務では、GS-CG-Z-240001の成果をもとに陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品の情報セキュリティに関連する技術的事項の整理・分析を行い、情報保証業務を円滑に実施させることを目的とする。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等などが行われるリスクの対策などを行う。
- IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・役務時間

技術支援対象装備品等名、実施場所、日程及び役務時間は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日から令和10年3月31日とする。

2.5 役務の実施体制

この役務に関する実施体制は図1によるものとし、各関係部署等の役割は表1によるものとし、契約の相手方は必要に応じ、関係部署等と連携し役務を実施する。

図1－役務の実施体制

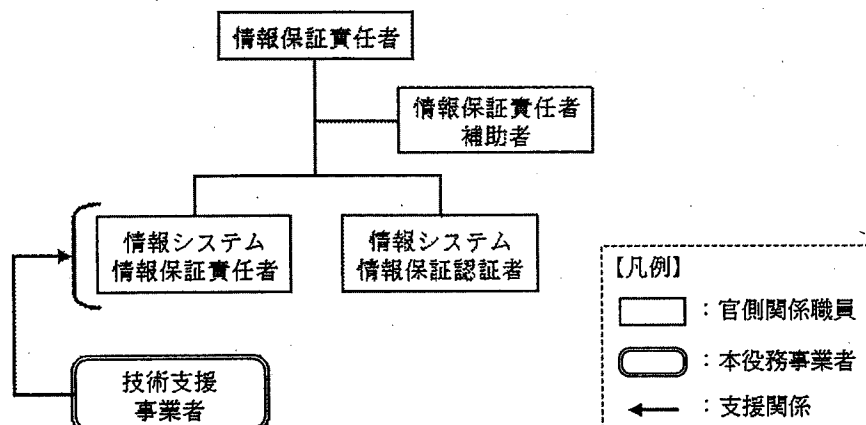


表 1－関係部署等の役割

番号	主体	役割
1	情報保証責任者	情報保証の運用承認を行う。
2	情報保証責任者補助者	情報保証の運用承認に係る業務を担当する。
3	情報システム情報保証認証者	情報保証の運用承認に係る認証業務を担当する。
4	情報システム情報保証責任者	装備品を調達し、情報保証の運用承認に係る申請業務を担当する。
5	技術支援事業者	情報システム情報保証責任者に対し、装備品の情報セキュリティに係る技術情報を分析し、情報保証確保の支援を行う、この役務の契約の相手方をいう。

2.6 役務員の勤務時間

本役務の実施期間中における役務員の勤務時間は、1日7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要がある時は、検査官等の指示によって勤務する。

2.7 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、“月間役務時間報告書”を作成し要求元へ提出する。

2.8 役務内容

技術支援の内容は次による。

a) 実施計画書の作成及び改定 契約の相手方は、本調達仕様書に基づき、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、官側の確認を得て提出し、本役務契約期間において、必要に応じて、実施計画書を修正すること。実施計画書は、必要に応じ以下の事項を含めること。

- 1) 作業概要
- 2) 作業体制
- 3) スケジュール及びWBS（作業工程表）

WBSには作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等を記載すること。

- 4) 提出物一覧
- 5) 会議体
- 6) 進捗管理
- 7) リスク管理
- 8) 課題管理
- 9) 変更管理
- 10) 品質管理

- 11) コミュニケーション管理
- 12) その他（情報保全等）

b) 情報保証の確保に係る文書の作成等に関する技術的事項の分析及び提案 情報保証責任者による運用承認の取得に係る業務に対し、GS-CG-Z-240001の成果をもとに官と連携し、次に示す関連する技術的事項の整理・分析して修正、作成に必要な具体的な提案をすること。

- 1) リスク評価報告書の修正に係る対応 契約の相手方は、対象装備品等の整備・運用に伴う官

へのヒアリング等により、対象システムの構成、環境状況及び運用管理規則等を整理し、リスク評価に係る技術的事項を分析し、情報システム情報保証認証者の指摘を踏まえリスク評価報告書の修正に係る提案をすること。

- 2) セキュリティ計画書の修正に係る対応 契約の相手方は、対象装備品等のリスク評価及び情報システム情報保証認証者の指摘を踏まえ、リスク低減を図るためのセキュリティ管理策の適用に関連する技術的事項を整理・分析し、セキュリティ計画書の修正に係る提案をすること。
 - 3) 継続監視計画書の修正に係る対応 契約の相手方は、対象装備品等のセキュリティ計画書に基づき実装されたセキュリティ管理策について、当該管理策の実施状況の継続的な確認方法に関連する技術的事項を整理・分析し、情報システム情報保証認証者の指摘を踏まえ継続監視計画書の修正に係る提案をすること。
 - 4) 将来対応計画書の作成に係る対応 契約の相手方は、対象装備品等の継続的なリスク低減を図るため、セキュリティ管理策の追加及び改善に関連する技術的事項を整理・分析し、情報システム情報保証認証者の指摘を踏まえ将来対応計画書の修正に係る提案をすること。
- c) セキュリティ管理策の実施及び準備に係る技術的事項の分析及び提案
- 対象装備品等に適用済み又は適用予定のセキュリティ管理策における、次の組織的対策及び技術的対策について、官と連携し、情報システム情報保証認証者の指摘を踏まえ当該対策の実施及び準備に関連する技術的事項を整理・分析し、提案を行う。
- 1) 組織的対策
契約の相手方は、対象装備品等に適用済み又は適用予定の組織的対策について、当該対策の実施及び準備に係る運用管理・維持規則等に関連する技術的事項を整理・分析し、提案を行う。
 - 2) 技術的対策
契約の相手方は、対象装備品等に適用済み又は適用予定の技術的対策について、当該対策の実施及び準備に係る設計資料・整備資料等に関連する技術的事項を整理・分析し、提案を行う。
- d) 各種調整会議の支援 必要に応じ、システムの整備・運用に伴う関係者（官民間及び官官間）による各種調整会議に参加すること。官側（調達要求元）の主催する会議においては、議事録作成を支援すること。また、会議の検討内容に関する技術的事項を整理・分析し、必要に応じ、課題解決のための検討及び資料の作成支援を行うこと。
- e) 打合わせ及び報告 打合わせ及び報告は次による。
- 1) 契約の相手方は、官側と協議した定期的な日程及び必要の都度、本業務の実施状況について、官側との打合わせを実施すること。契約の相手方は、打合わせの都度、議事録を作成し、官側の確認を得て、提出すること。
 - 2) 契約の相手方は、適宜、実施計画書に基づき実施した業務について、月報及び最終報告書を作成し、官側の確認を得て、提出すること。
なお、米国におけるRMFに関する技術動向及び装備品等のリアルタイム性等の独自機能要件を踏まえ、装備品等機能の堅牢性を検討し、中長期的な改修計画に資する提言を取りまとめ、最終報告書に含めること。

2.9 役務員の資格

役務員等の資格は、次による。

a) 契約の相手方

- 1) 契約の相手方は、次に示す認証を有すること。なお、契約の相手方は、認証取得を証明する

書面（認定証等）の写しを提出するものとする。

- ①品質保証について、役務提供部門がISO 9001認証を取得していること。
- ②情報セキュリティ管理体制について、ISO 27001認証を取得していること。
- 2) 契約の相手方は、RMF運用承認取得に関する業務経験者を有すること。
- 3) 契約の相手方は、本役務を実施するための体制として、プロジェクト管理者及び技術者による業務従事者によって構成すること。プロジェクト管理者は、プロジェクトを運営し、官との調整を行う役割として、1名を置くこと。技術者は技術的支援の実務を行う役割として、1名以上を置くものとする。なお、業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

b) 役務員

- 1) プロジェクト管理者への要求 本役務のプロジェクト管理者は、次のいずれかの資格又は同等の能力（官公庁のプロジェクト経験8年以上等）を有すること。
 - ①PMP “プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル”
 - ②情報処理技術者試験 “プロジェクトマネージャー”
- 2) 技術者への要求（知識） 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関する知識を有すること。
 - ①Windows 及びLinux 等のサーバOSによる設計、構築及び運用に関する知識を有すること。
 - ②Oracle 等のデータベースの設計、構築及び運用に関する知識を有すること。
 - ③防衛省の情報システムの予算業務に関する知識を有すること。
 - ④防衛省の情報システムの調達業務に関する知識を有すること。
 - ⑤防衛情報通信基盤（DII）及び駐屯地等情報基盤等のネットワークの加入及び利用に係る調整業務に関する知識を有すること。
 - ⑥防衛省の情報保証に係る業務に関する知識を有すること。
 - ⑦防衛省のリスク管理枠組みに係る業務に関する知識を有すること。
 - ⑧NIST SP 800-37, 800-53, 800-82, CNSSI No. 1253 及びDoDI 8510.01の適用に関する知識を有すること。
- 3) 技術者への要求（経験） 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関する経験を有すること。
 - ①情報システムの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。
 - ②組込みシステムの設計、開発及び運用の業務経験を有すること。
 - ③複数の情報システムが接続する指揮統制系システムの設計、開発及び運用の業務経験を有すること。
 - ④通信ネットワークの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。
 - ⑤RMF対応による、情報システムの運用承認の取得についての支援経験を有すること。
 - ⑥防衛省の装備品等に対するセキュリティ管理策の適用に係る技術情報の整理・分析及び対策等の提案の業務経験を有すること。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 入札制限

契約の相手方は、相互牽制を確保するために表1に示す番号1～3の関係職員業務に係る受託契約を締結していないものとする。

4.2 提出書類

提出書類は、表2によるものとし、提出前に陸上幕僚監部装備計画部通信電子課の確認を受けた後、速やかに陸上幕僚監部装備計画部通信電子課に一式を提出しなければならない。

なお、提出書類は、電子記憶媒体によって提出し、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認する。

表2-提出書類

番号	書類名	数量	提出時期	提出先	備考
1	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	陸上幕僚監部装備 計画部通信電子課	役務従事者の資格証明書 の写し及び職務経歴書等 を添付すること。
2	実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに		
3	月間役務時間報告書	電子媒体：1	業務実施の翌月 (最終月分は、契約終了 日まで提出すること。)		
4	最終報告書	電子媒体：1	契約終了日の前日まで		

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定するほか、官側が必要と認めたものについて、無償貸付けを受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請又は申出は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.4 情報の保全

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)”(以下、“情報セキュリティ通達”という。)第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報(以下、“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定す

る確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。)として取り扱われることを保障する履行体制

- 2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域総括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下、“業務従事者”という。)を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつものとする。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍など)、業績などをもつものとする。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

4.6 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.7 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この設計において第三者の著作権その他の権利(以下、“著作権等”という。)を侵害しないことを確認する。
- b) この設計が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与(以下、“利用”という。)することが可能である。
 - 1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。
 - 3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。
 - 4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議の上、承認を受けなければならない。
 - 5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.8 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり次の事項について事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けてもよい。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他契約履行に必要な事項

4.9 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”という。）について記載した文言を提出し、契約担当官等に承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約終了後やむを得ない事情によって再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにしたうえで、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、b)又はc)によって再委託先を行う場合には、契約の相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、4.4に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な情報を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)によって再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- f) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続を実施する。

4.10 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側に申し出て指示を受けなければならない。

なお、細部は、官側との調整による。

4.11 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6L7X2A20008
	調達要求年月日	令和8年 5月28日
	作成部課	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課
	作成年月日	令和8年 5月28日
品名	装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る技術支援役務	
仕様書番号	GS-CG-Z-260002	
指定事項		
1.2 用語及び定義		
この調達要領指定書で用いる用語及び定義は、仕様書による。		
1.3.2 関連文書		
GS-C645644E	対空レーダ装置	(JTPS-P25-())
GS-C645555P	対空戦闘指揮統制システム	(ADCSS)
GS-C642565F	対空レーダ装置	(JTPS-P14)
CP-C-0076	79式対空レーダ装置	(JTPS-P9)
GS-C644106Q	低空レーダ装置	(JTPS-P18-())
77-81-1D	野戦特科射撃指揮装置	(FADAC) JGSQ-W2
GS-C644074H	野戦特科射撃指揮装置	(FADAC) JGSQ-W3
GS-C643674C	沿岸レーダ装置	(JFPS-P17-())
GS-C646254C	沿岸レーダ装置	(JTPS-P80-())
GS-C645770L	火力戦闘指揮統制システム	
GS-C643021E	野戦特科情報処理システム	
GS-C685038D	基幹連隊指揮統制システム	
GS-C641930F	沿岸レーダ装置	JTPS-P8-()
GS-C642239E	対迫レーダ装置	JMPQ-P13
GS-C643680R	対砲レーダ装置	JTPS-P16
GS-C643033G	師団対空情報処理システム	(DADS)
GS-C645081H	地上レーダ装置1号	JTPS-P23-()
GS-C645237G	近距離監視装置	JGVSV-V9
GS-C216226C	無線搬送装置1号	
GS-C645082G	地上レーダ装置2号	JPPS-P24
GS-C685008R	師団等指揮システム	
GS-C675908H	野外通信システム	
GS-C216329B	OH多重通信装置	JMRC-C100
GS-C214480L	車両無線機	(新野外無線機)

GS-C655484G 航空気象装置 JMMQ-M7-()

GS-C214792E 地上無線機

2.3 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・役務時間

a) 技術支援対象装備品等名

対空レーダ装置1号 (JTSP-P25-())

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

b) 技術支援対象装備品等名

対空戦闘指揮統制システム (ADCSS)

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

c) 技術支援対象装備品等名

対空レーダ装置 (JTSP-P14)

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

d) 技術支援対象装備品等名

79式対空レーダ装置 (JTSP-P9)

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

e) 技術支援対象装備品等名

低空レーダ装置 (JTSP-P18-())

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

f) 技術支援対象装備品等名

野戦特科射撃指揮装置 (FADAC) JGSQ-W2

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- g) 技術支援対象装備品等名
野戦特科射撃指揮装置 (FADAC) JGSQ-W3
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- h) 技術支援対象装備品等名
沿岸レーダ装置 (JTPS-P17- ())
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- i) 技術支援対象装備品等名
沿岸レーダ装置 (JTPS-P80- ())
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- j) 技術支援対象装備品等名
火力戦闘指揮統制システム (FCCS)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- k) 技術支援対象装備品等名
野戦特科情報処理システム (FADS)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- l) 技術支援対象装備品等名

基幹連隊指揮統制システム (ReCS)

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

m) 技術支援対象装備品等名
沿岸レーダ装置 (JTPS-P8-())

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

n) 技術支援対象装備品等名
対迫レーダ装置 (JMPQ-P13)

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

o) 技術支援対象装備品等名
対砲レーダ装置 (JTPS-P16)

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

p) 技術支援対象装備品等名
師団対空情報処理システム (DADS)

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

q) 技術支援対象装備品等名
地上レーダ装置1号 (JTPS-P23-())

- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
- 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。

- r) 技術支援対象装備品等名
近距離監視装置 (JGV S-V 9)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- s) 技術支援対象装備品等名
無線搬送装置 1号
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- t) 技術支援対象装備品等名
地上レーダ装置 2号 (JPP S-P 24)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- u) 技術支援対象装備品等名
師団等指揮システム (F i C S)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- v) 技術支援対象装備品等名
野外通信システム
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。
なお、細部は、官側との調整による。
- w) 技術支援対象装備品等名
OH多重通信装置 (JMRC-C100)
- 1) 実施場所
市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。
 - 2) 日程
契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

x) 技術支援対象装備品等名

車両無線機（新野外無線機）

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

y) 技術支援対象装備品等名

航空気象装置（JMMQ-M7-（ ））

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

z) 技術支援対象装備品等名

地上無線機

1) 実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

2) 日程

契約締結後直ちに運用承認の手続きを支援する。

なお、細部は、官側との調整による。

aa) 役務時間

上記a)～z)に係わる情報システムのRMF対応業務の技術支援

区分	作業時間	備考
管理者	901時間（上限）	
技術者	11,588時間（上限）	

4.3 無償貸付品

契約の相手方は、官側と調整することにより、官側が本役務の実施に必要と認めた資料及び次の資料の貸与を無償で受けることができる。

番号	名称	秘密区分	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）〔防整サ第26438号（令和6年11月20日）〕 添付書類2（注意）	注意	紙	1部	契約締結後～ 契約終了日	陸上幕僚監部 装備計画部 通信電子課

2	陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達） [陸幕指通第199号（令和7年5月15日）] 別冊第1～別冊第3（注意）					
3	技術支援対象装備品等の調達仕様書	一	紙	各1部		陸上幕僚監部 装備計画部当 該装備品等の 該当課室

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	6 L 7 X 2 A 2 0 0 0 8		
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 5 月 1 8 日		
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課		
	作 成 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 8 日		
品 名	装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る技術支援役務			
仕様書番号	GS-CG-Z-260002			
1 保護すべき情報の管理				
<p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p>				
2 保護すべき情報として指定された情報				
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	
情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等の全部改正について(通知)	情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等の全部改正について(通知) [防整サ第26438号(令和6年11月20日)]	<ul style="list-style-type: none"> ○作成過程に明らか又は類推される場合かつ官側が必要と認めた場合は保護の対象とする。 ○作成初期から、左記内容が明白になる場合は保護対象とする。(検討段階は除くものの、検討段階であっても、要求性能が類推できる場合も含む) ○会議等における会議資料議事録など、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 		
陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について	陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について(通達) [陸幕指			

	通第199号(令和7年5月15日)別冊第1～別冊第3(注意)		
--	--------------------------------	--	--

3 特記事項

なし

入 札 書

調 達 要 求 番 号	6L7X2A20008	契 約 実 施 計 画 番 号	6K6Z23C02090
-------------	-------------	-----------------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税 抜)	金 額 (税 抜)
装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る技術支援役務(その3)	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸 幕		納入期限(工期)	令和10年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 6 月 23 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

委任状 (入札等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和8年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者